

大分県報

令和三年
第二一七号
六月十八日

（金曜日）

規則

大分県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正……………一

病院局管理規程

大分県病院局職員の特種勤務手当支給規程の一部改正……………二

告示

土地改良区の定款変更認可……………三

海区漁場計画において定める事項等……………三

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の解除……………五

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………五

公告

令和三年度クリーニング師試験の実施……………五

規則

大分県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年六月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第七十五号

大分県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

大分県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成十六年大分県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項に次の二号を加える。

九 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）第九条

第一項の規定を受けた者が当該認定に係る計画を実施するのに必要な同法第十一条第一項に規定する資金を借り入れる場合 十二年（五年以内の据置期間を含む。）以内

十 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第十四条第一項の規定を受けた者が当

該認定に係る計画を実施するのに必要な同法第十六条に規定する資金を借り入れる場合 十二年（三年以内の据置期間を含む。）以内
第八条第九項中「及び第七号」を「、第七号及び第九号」に改める。
第十条第一項中「明記し、各人の確認印を押印する」を「明記する」に改める。
第一号様式中「**㊦**」を削る。
第二号様式中「**㊦**」を削る。

第三号様式中「**㊦**」を削り、

ふりがな	氏名（名称及び代表者名）	印
------	--------------	---

ふりがな	氏名（名称及び代表者名）
------	--------------

に、

ふりがな	氏名	印
------	----	---

ふりがな	氏名
------	----

に改め、同様式中注1及び注2を削り、注3を注1とし、注4を注2とし、注5を注3とする。

第四号様式中「**㊦**」を削る。

第六号様式中「**㊦**」を削り、

ふりがな	氏名（名称及び代表者名）	印
------	--------------	---

ふりがな	氏名（名称及び代表者名）
------	--------------

に、

ふりがな	氏名	印
------	----	---

ふりがな	氏名
------	----

令和三年六月十八日

大分県報（規則）

この規則は、公布の日から施行する。

○病院局管理規程

大分県病院局職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年六月十八日

大分県病院局長 井 上 敏 郎

大分県病院局管理規程第九号

大分県病院局職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程

大分県病院局職員の特殊勤務手当支給規程（平成十八年大分県病院局管理規程第十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第二条の手当」を「同条の手当」に改める。

附則第三項を次のように改める。

3 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 前項に規定する作業に従事した場合（次号及び第三号に掲げる場合を除く。） 三千円

二 患者等（次号に該当する患者を除く。）の身体に接触して行う作業その他病院局長がこれに準ずると認める作業に従事した場合 四千元

三 人工呼吸器を装着した新型コロナウイルス感染症の患者の身体に接触して行う作業その他病院局長がこれに準ずると認める作業に従事した場合 五千元

附則

（施行期日等）

1 この規程は、公示の日から施行し、改正後の大分県病院局職員の特殊勤務手当支給規程（次項において「改正後の規程」という。）は、令和三年四月三十日から適用する。

2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の大分県病院局職員の特殊勤務手当支給規程に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後の規程の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

○告 示

に改め、同様式中注1及び注2を削り、注3を注1とし、注4を注2とする。

ふりがな 氏名（名称及び代表者名）	印	ふりがな 氏名（名称及び代表者名）	を	ふりがな 氏名（名称及び代表者名）	印
----------------------	---	----------------------	---	----------------------	---

に改める。

第八号様式中「㉔」を削る。

第九号様式中「㉕」を削る。

第十号様式中「㉖」を削る。

第十三号様式中「氏名又は名称及び代表者氏名」を「氏名又は名称及び代表者氏名」に改め、「㉗」を削る。

を削る。

第十四号様式から第十八号様式までの規定中「㉘」を削る。

第十九号様式中「㉙」を「大分県知事」に改める。

第二十号様式中「㉚」を削る。

第二十一号様式中「㉛」を削る。

第二十二号様式から第二十四号様式までの規定中「㉜」を削る。

第二十五号様式中「㉝」を「大分県知事」に改める。

第二十六号様式中「㉞」を削る。

第二十七号様式中「㉟」を削る。

附則

大分県告示第四百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

令和三年六月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

土地改良区名	昭和宮三土地改良区	豊後大野市	所在地	認可年月日
--------	-----------	-------	-----	-------

令三・六・八

大分県告示第四百二十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十二条第一項の規定により、海区漁場計画を定めたので、同法第六十四条第六項の規定に基づき、当該海区漁場計画の内容、保全沿岸漁場に関する事項、海区漁業調整委員会の意見の概要等、漁業の免許予定日及び申請期間を次のとおり公示する。

令和三年六月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 海区漁場計画の内容	漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十二条第一項の規定により、海区漁場計画を定めたので、同法第六十四条第六項の規定に基づき、当該海区漁場計画の内容、保全沿岸漁場に関する事項、海区漁業調整委員会の意見の概要等、漁業の免許予定日及び申請期間を次のとおり公示する。
1 漁場計画番号	別表のとおり
2 免許の内容たるべき事項	(一) 漁業の種類及び名称 別表のとおり (二) 個別漁業権又は団体漁業権の別 別表のとおり (三) 漁業の時期 別表のとおり (四) 漁場の位置 別表のとおり (五) 漁場の区域 別表のとおり
3 条件	別表のとおり

4 関係地区

別表のとおり

5 存続期間

別表のとおり

二 保全沿岸漁場に関する事項

該当なし

三 海区漁業調整委員会の意見の概要等

1 海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果

異議なし

2 漁場図

別図のとおり

（「別図」は省略し、その図面を大分県農林水産部漁業管理課に備え置いて縦覧に供する。）

四 免許予定日及び申請期間

1 免許予定日

令和三年十月一日

2 申請期間

令和三年七月一日から同月十六日まで

大分県告示第四百二十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を、次のとおり解除する。

令和三年六月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

指定を解除する区域の名称	所在地	指定の区分	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	指定年月日及び告示番号	区域の表示	法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）で定める事項	備考
鶴谷町二丁目	佐伯市鶴谷町	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	平成二十九年十月十日大分県告示第五八九号	別図のとおり	別図のとおり	（「別図」は、省略し、佐伯土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第四百二十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として、次のとおり指定する。

令和三年六月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

指定区	土砂災害の発生の原因	法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止
-----	------------	---------------------------------

鶴谷町二丁目	佐伯市鶴谷町	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	（「別図」は、省略し、佐伯土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
--------	--------	----------------------	---------	--------	--------	----------------------------------

○公 告

令和三年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和三年六月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 試験の日時及び場所
 - 1 日時 令和三年十月八日（金）午後零時五十分から午後三時五十分まで
 - 2 場所 大分市金池町三丁目一番六十四号 大分県中小企業会館六階 大会議室
- 二 試験の内容
 - 1 学科試験
 - (一) 衛生法規に関する知識 二十問
 - (二) 公衆衛生に関する知識 二十問
 - (三) 洗濯物の処理に関する知識 二十問
 - 2 実技試験 洗濯物の処理に関する技能 二十問
 - 三 受験資格
 - 1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条の規定に該当する者
 - 2 クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第五十四号）附則第五項の規定に該当する者

令和三年六月十八日

大分県報（告示・公告）

四 受験願書の提出先

県内に住所又は就業地を有する者

大分市内にあつては、大分県生活環境部食品・生活衛生課（大分市大手町三丁目一番一号 郵便番号八七〇―八五〇一）に提出すること。

大分市外にあつては、住所地又は就業地を管轄する保健所に提出すること。

県外に住所及び就業地を有する者 大分県生活環境部食品・生活衛生課（大分市大手町三丁目一番一号 郵便番号八七〇―八五〇一）に提出すること。

五 受験願書等の受付期間及び受付時間

1 受付期間

令和三年七月二十六日（月）から同年八月二十日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

なお、郵送の場合は、「クリーニング師試験願書在中」と朱書きの上、郵便為替又は現金書留郵便で送付すること（令和三年八月二十日（金）までの消印があるもの）に限り受け付ける。また、ファックス又は電子メールによる受験願書の提出は受け付けない。

2 受付時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

六 提出書類

1 受験願書（クリーニング業法施行細則（昭和四十年大分県規則第十号）第九号様式）

2 履歴書

3 写真一枚（出願前六箇月以内に撮影した上半身・正面・無帽、サイズ縦四・五センチメートル・横三・五センチメートルで、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

4 最終学歴を証する卒業証書の写し又は卒業証明書。ただし、クリーニング業法施行規則の一部を改正する省令（昭和三十年厚生省令第二十一号）附則第二項第六号の規定により地方厚生局長又は地方厚生支局長の認定を受けた者については、当該認定書の写し

七 受験手数料

七千円（受験願書提出の際に納入すること。）

八 受験願書等提出上の注意事項

1 卒業証書又は認定書の写しを提出する場合は、受験願書の提出先において原本を提示し、原本と相違ない旨の記載及び押印を受けること。

2 提出書類と現在の姓が異なる場合は、戸籍抄本を提出すること。

3 受験願書に記載する住所は、「〇〇方」、「〇〇クリーニング所」等、郵便が確実に届くよう明記すること。

4 緊急時の連絡先として、日中に連絡が可能な電話番号を履歴書に記載すること。

九 試験通知書

試験日前までに、受験資格があると認められた者に対して、受験番号を記入した試験通知書を、大分県生活環境部食品・生活衛生課から送付するので、試験当日必ず持参すること。

十 その他

1 試験について不明な点がある場合は、最寄りの保健所（大分市保健所を除く。）又は大分県生活環境部食品・生活衛生課に問い合わせること。

2 受験願書を郵便で請求する場合は、郵便番号及び宛先を明記し、八十四円切手を貼った返信用封筒を同封すること。

3 電子メールでの問合せは、ai3910@prefoitai.g.jp に行うこと。

4 受験に関する注意事項及び連絡事項は、試験通知書送付の際に受験者宛て通知するとともに大分県のホームページに掲載する。